

宣誓・誓約・同意書

私は、白井市中小企業一時支援金の申請をするに当たり、次の1から4までのいずれにも宣誓・誓約し、次の5から12までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、白井市中小企業一時支援金の交付を受けていない場合は交付を受けることを辞退し、既に交付を受けていた場合は速やかに事務局に返還します。

1. 交付要綱・申請要領に定める交付要件を満たして、不交付要件に該当しないこと
 - ※2021年1月、2月又は3月の事業収入が、緊急事態宣言影響により、2019年又は2020年の同月比で20%以上50%未満減少している必要がある。ただし、申請特例を用いる場合は、その申請特例該当要件による。
 - ※緊急事態宣言の発令地域で地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店と直接若しくは間接の取引があったこと、又は、同地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことが前提となる。
 - ※白井市中小企業一時支援金の趣旨・目的に基づき売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類に基づく事業収入が2019年又は2020年の同月比で減少していることが必要である。また、その趣旨・目的が妥当しない理由により対象月の事業収入が2019年又は2020年の同月比で20%以上50%未満減少している場合、例えば、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛とは関係なく事業収入が減少している時期を対象月としている場合、売上計上基準の変更及び顧客との取引時期を調整している場合、法人成り又は事業承継の直後等の単に営業日数が少ない場合は、交付要件を満たさない。
2. 申請内容に虚偽のないこと
 - ※例えば、白井市内に主たる事業所を有し事業を実施していないにもかかわらず事業を実施していると偽っている場合、事業収入の額を偽っている場合及びその他証拠書類等に虚偽がある場合は、交付要件を満たさない。
3. 白井市中小企業一時支援金交付要綱第3条第2項各号及び第4条のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないこと。
4. 白井市中小企業一時支援金の交付を受けた後にも事業を継続する意思があること
5. 申請要領で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに市が定める緊急事態宣言影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により7年間保存すること
 - ※帳簿書類とは、日付、取引先、取引内容、取引金額等が証拠書類とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等を指す。
6. 地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金や国の一時支援金の支払対象である場合には、白井市中小企業一時支援金の交付資格がないことに同意し、既に一時支援金を受給していた場合には速やかに返還すること
7. 市の求めに応じて、5で保存している情報を速やかに提出すること
8. 市が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
9. 無資格交付又は不正交付等が発覚した場合には、白井市中小企業一時支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること
10. 提出した基本情報等が事務のために第三者に提供される場合（交付要件の充足性を判断するために市が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び白井市中小企業一時支援金の交付等に必要範囲において申請者の個人情報に第三者から取得される場合（交付要件の充足性を判断するために市が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること
11. 市が保有する市税、使用料その他の公課に関する課税等情報について、市が審査のため調査すること
12. 交付要綱・申請要領に従うこと

令和3年 月 日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業者等の氏名（自署）